

領置物件の還付について

公示第2号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和8年2月16日

中部空港税関支署長 松古 和三



整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年月日	場 所	住 所	氏 名	
1	香水 CHANEL アクセサリ 個包装されているもの 化粧品、お菓子 各4点 レシート 袋 ビニール袋4枚、紙袋2枚	1点 10点 計8点 2枚 計6枚	R8.1.4	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
2	日本製紙巻たばこ Seven Stars レシート 袋 セントレア免税袋	200本 1枚 1枚	R8.1.5	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
3	外国製紙巻タバコ Marlboro お菓子 チョコレート 袋 セントレア免税袋	400本 2箱 1枚	R8.1.8	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
4	金 GOLD Tanaka Kikinzoku 10g 袋	1点 1枚	R8.1.13	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。